法律の現場から 117

東日本大震災から5年

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 加藤 悠史

今年で、東日本大震災から5年です。地震は天災でしたが、原発被害は人災だったと思います。そのため、今でも、被害賠償を求める裁判が継続しています。私も、昨年、現地に行く機会がありましたが、そこでは、生活の全てが失われた状況が未だに残されている地域もありました。ふるさとを失う被害は、お金には換算しようがありません。しかし、裁判では、最後は金銭評価により賠償額を決めなければならないため、困難を伴います。そういった時、大切なのは、加害者の反省だと思います。その一つに、被害を直視し、同じ被害を二度と起こさせない姿勢ではないでしょうか。未だに、原発再稼働にこだわる国や電力会社の姿勢をみていると、残念でなりません。同時に、私自身も、被害をいつまでも忘れずにいたいと改めて感じました。